

各介護サービス事業所 管理者様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部介護保険課)

令和6年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書及び契約書及の取り扱いについて

日頃から適正な介護サービスの運営にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護サービス事業者は、介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（以下「重要事項説明書」という。）を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者等の同意を得なければなりません。

令和6年度介護報酬改定により、利用料金等が変更されることに伴い、重要事項説明書及び契約書を変更し、利用者等への対応を要することが想定されます。

つきましては、令和6年度介護報酬改定に伴う重要事項説明書等に係る利用者等への対応については、下記のとおりとしますので、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、下記の取扱いについては、令和6年度介護報酬改定に係る事項に限定していますので、その他の事項につき変更等がある場合は、従前どおりの取扱いとなりますのでご注意ください。

記

1 介護報酬改定に伴う契約書、重要事項説明書について

(1) 令和6年4月1日以降に契約する利用者

新しい重要事項説明書を使って説明し、同意を得てください。

契約書についても様式を見直した上で、新しい契約書様式にて契約を行ってください。

(2) 令和6年3月31日以前に契約済みの継続利用者

新しい重要事項説明書の交付、再契約は不要です。

ただし、利用者又は家族に対し丁寧な説明を行い、同意を得る必要があります。

方法としては、改定事項を記載した書面等（利用者負担額改定表や新しい料金表等）にて利用者又は家族へ説明を行い、同意を得る等の方法があります。

なお、本来、新しい料金でのサービス提供は、同意を得てからとなりますが、今回の報酬改定に伴う同意については、令和6年4月末日までに、事業所のすべての利用者に対し、遺漏なく対応いただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

介護保険課育成・支援チーム

TEL:0942-30-9247

FAX:0942-36-6845